

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」素案

平成19年 12月

西 宮 市

(仮称)「市民参画と協働の推進に関する条例」素案

名 称

「市民参画と協働の推進に関する条例」

目 的

市民の参画と協働に関して基本的な事項を定めることにより、次のことを目的とします。

- 1 市民がもつ豊かな知識及び経験をまちづくりに活かす。
- 2 市民と市がよりよい本市の姿を共に考える。
- 3 その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資する。

市民参画と協働の基本原則

本市の市民参画と協働は、次のような基本原則の下に進めます。

- 1 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 2 市民と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行う。
- 3 市民と市は、市民参画と協働を推進するにあたって、それぞれが有する情報を共有する。

市民の役割

市民は次のような役割を担います。

- 1 市民参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努める。
- 2 市民参画と協働にあたっては、個人的な利益の実現ではなく、市民全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つ。

市の機関の役割

市の機関は、次のような役割を担います。

- 1 市民の多様な声を考慮して市政を運営するために、市民の市政への参画の機会を確保するよう努める。
- 2 市民参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備等、必要な施策を実施する。

市の機関とは

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長

市民参画手続の対象

- 1 次のようなものを市民参画手続の対象とします。
 - (1) 市の基本的な計画等の策定、変更
 - (2) 市の基本的な方針を定める条例の制定、改廃
 - (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃

- (4) 前項の条例に基づく規則その他、市民の権利、義務等市民生活に重大な影響を及ぼす制度、基準等の制定、改廃
- (5) 市が実施する大規模な施設の設置や公共事業に係る計画等の策定、変更
(この規定に該当する事業の基準は、規則で定める。)
- (6) その他、市の機関が必要と認めるもの。

2 前項の各号に該当するものであっても、次のようなものは対象外とすることができます。

- (1) 軽微なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令又は条例の規定による基準に従って定めるもの
- (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するもの
- (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの

市民参画手続の手法

市民参画手続として、次の手法を定めます。

- 1 市民政策提案手続
- 2 市民意見提出手続（パブリックコメント手続）
- 3 審議会等
- 4 市民説明会、意見交換会、ワークショップ等、直接市民の意見を聴き、又は意見を交換する場の設定

これら以外のものであっても、市の機関の判断で、市民の意見を聴くために適切な手法を用いることができます。

市民参画手続の実施方法等

市民参画手続は、次の基準に従って実施します。

- 1 市民参画手続の対象に該当する場合は、手法のうちの1つ以上の適切な手法を用いる。
- 2 市民参画手続を実施する場合は、市民の意見が十分に考慮できるよう、その実施時期や実施方法に留意する。
- 3 市民参画手続を実施する場合は、より多くの市民の参画が得られるよう、あらかじめ参画の対象となる事項、実施する手法、日時等を公表する。
- 4 市民参画手続を実施した場合は、速やかにその結果等を公表する。
- 5 市民参画手続の対象に該当する場所で、対象外となる(1)～(5)以外の事由によりやむを得ず市民参画手続を行わなかった場合は、その旨を公表する。

市民の意見の考慮

市の機関は、市民参画手続により得られた市民の意見を真摯に考慮して、施策及び事業を実施するよう努めるものとします。

市民政策提案手続

市民から政策の立案、実施等を提案する制度を定めます。

- 1 市民参画手続の対象となる事項について、市民10人以上の連署を持って、その代表者から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。
- 2 市の機関は、提案が市民参画手続の対象に該当しないと認めるときは、その提案の内容を検討しない旨の決定を行い、代表者に通知するとともに、公表する。
- 3 市の機関は、提案が市民参画手続の対象に該当すると認めるときは、その旨を公表し、提案者と意見を交換する場を設けるものとする。
- 4 市の機関は、3の意見交換の公正及び透明性を確保するよう努めるものとする。
- 5 市の機関は、提案者との意見の交換の結果を考慮した上で、その政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、その旨を代表者に通知するとともに、公表する。
- 6 代表者は、2及び5の決定に対して不服があるときは、市の機関に対して不服を申し立てることができる。
- 7 市の機関は、市民参画手続の対象となる事項につき、政策の立案、実施等の提案を募集することができる。
- 8 市の機関が政策の立案、実施等の提案を募集したときは、その提案の内容及びそれに対する市の機関の検討の結果を公表する。

市民意見提出手続

市民意見提出手続について、主要な事項を条例で定めます。

- 1 市民意見提出手続を行うときは、次の事項を公表する。
 - (1) 意見を募集しようとする案及び案に関する資料
 - (2) 意見の提出方法、提出先及び提出期間
- 2 意見の提出期間は、原則として30日以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、30日未満とすることができる。
- 3 市の機関は、提出された意見を考慮し、意思決定を行う。
- 4 市の機関は、提出された意見と、その意見に対する市の考え方を公表する。

審議会等

審議会その他、市の機関が意見を求める機関を設けるときは、次の基準に従うこととします。

- 1 委員には、公募委員を含めるように努める。
- 2 委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、在任期間、他の審議会等との兼職の状況等に配慮する。
- 3 委員を選任したときは、その氏名、選任区分、任期等を公表する。
- 4 審議会等の会議は、次の場合を除き、原則公開とする。
 - (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
 - (2) 審議会等の内容に情報公開条例等による不開示情報が含まれる場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

- 5 緊急やむを得ない場合を除き、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表する。
- 6 会議を開催したときは、会議録を作成し、不開示情報を除いて公表する。

住民投票

住民投票に関する事項を定めます。

- 1 市長は、市政に係る重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施しようとするときは、次の事項を別途条例で定める。
 - (1) 住民投票に付すべき事項
 - (2) 投票の期日、資格者、方法、成立要件
 - (3) 住民投票の結果の取扱い

市民協働事業提案制度

協働を推進するための手続を設けます。

- 1 市民は、市の機関に対して、協働して取り組む事業を提案することができる。
- 2 対象事業、提案者の要件、提案の手続き等は、別に規則で定める。

コミュニティ活動の推進

- 1 市民は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動に関わるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努める。
- 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、適切な支援を行うよう努める。

市長が講ずべき措置

市民参画と協働を進めるため、市長が講ずべき措置を定めます。

- 1 市長は、市民参画と協働の取組みの予定を取りまとめ、公表する。
- 2 市長は、毎年度の市民参画と協働の取組みの状況を取りまとめ、公表する。
- 3 市長は、市民参画と協働の取組状況等を、市民、学識経験者等、市の機関以外の観点から検証するよう努める。

その他

- 1 条例施行のための具体的な事項は、規則で定めます。
- 2 条例は公布の日から施行しますが、市民政策提案等の具体的な手続に関する規定（市民意見提出手続に関するものを除く。）の施行日は、公布の日から6か月以内に規則で定めます。
- 3 市民参画手続の対象に該当する計画、条例等であっても、条例の施行日において、既に制定、策定、改廃等の手続を進めているものについては、この条例は適用しません。
- 3 この条例は、社会情勢の変化等を見ながら、適宜見直しを行うものとします。